

議員発案第 1 号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」を提出するものとする。

平成23年6月28日 提出

提出者 三条市議会議員 高坂登志郎

賛成者 三条市議会議員 杉井 旬

同 三条市議会議員 西川重則

同 三条市議会議員 小林 誠

同 三条市議会議員 野崎正志

同 三条市議会議員 久住久俊

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

子供たち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者、地域住民、教職員共通の願いであり、そのためには教育条件整備の教育予算の確保が不可欠である。

平成23年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な標準定数法の改正法も国会において成立したが、その標準定数法改正条文の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずること、また措置を講ずる際に必要な財源の確保も明記されたように、今後、35人以下学級の着実な実行が重要である。

OECD(経済協力開発機構)諸国に比べ、日本は1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数は多くなっているが、一人一人の子供に丁寧な対応をするためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。また、文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集でも、約6割が小中学校の望ましい学級規模として26人～30人を挙げており、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しているが、加えて暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子供が増えている。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高い評価を得ており、OECD諸国並みの教育環境を整備するために、国の財政負担と責任で学級編制標準を30人以下とすべきである。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。義務教育費国庫負担制度は、自治体の財政状況に左右されることなく、すべての子供たちが等しく教育を受けられるように制度化されたものであるが、三位一体改革によって国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している中、この制度を堅持、拡充することは、全国的な教育水準の確保や教育の機会均等を図るために不可欠である。

こうした現状を考慮され、教育の機会均等と教育水準の維持、向上を図るため、次の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 教員が子供と向き合う時間の確保及び多様化、複雑化する教育課題へのよりきめ細やか

な対応ができるよう教職員定数の計画的な改善を行うこと。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下とすること。

- 2 教育の機会均等と水準の維持、向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

三条市議会議長 下 村 喜 作

〔提出先〕

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣